

# 令和3年度 保険料率について



# 医療分

# 令和3年度保険料率（医療分）

## 1. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。（3頁参照）
- 令和3年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会で議論が進められた。運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、令和2年12月18日の運営委員会に資料として提示。（4頁参照）
- また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。（5頁参照）

## 2. 協会としての対応

- (1) 平均保険料率について  
令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- (2) インセンティブ制度について  
令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正したうえで令和3年度保険料率に反映させる。インセンティブ分保険料率については、予定どおり0.004%から0.007%に引き上げる。
- (3) 保険料率の変更時期について  
令和3年4月納付分（3月分）からとする。

## 第89回全国健康保険協会運営委員会（平成29年12月19日） 保険料率議論における理事長発言要旨（抜粋）

- 今回の議論に当たり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 最後に、来年度（※平成31年度）以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。  
保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

# 令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

## 1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないか。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

## 2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

## 令和3年度保険料率について（支部評議会における意見）

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

		※（ ）は去年の支部数
意見の提出なし	6支部（13支部）	
意見の提出あり	41支部（34支部）	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部（21支部）	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部（7支部）	
③ 引き下げるべきという支部	2支部（2支部）	
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	3支部（4支部）	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     拠出金等対前年度比                      + 272 } + 443                      + 172 }                      ▲ 0                 </div> ○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



## 令和元年度の都道府県支部別の収支差

令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

				(百万円)
1	北海道	▲849	25	滋賀 112
2	青森	▲244	26	京都 ▲272
3	岩手	27	27	大阪 ▲2,043
4	宮城	312	28	兵庫 ▲1,407
5	秋田	156	29	奈良 278
6	山形	▲344	30	和歌山 70
7	福島	▲65	31	鳥取 27
8	茨城	613	32	島根 130
9	栃木	124	33	岡山 416
10	群馬	1,335	34	広島 81
11	埼玉	▲492	35	山口 92
12	千葉	27	36	徳島 192
13	東京	2,853	37	香川 452
14	神奈川	▲1,511	38	愛媛 ▲743
15	新潟	153	39	高知 259
16	富山	33	40	福岡 1,790
17	石川	▲468	41	佐賀 430
18	福井	▲410	42	長崎 159
19	山梨	419	43	熊本 ▲339
20	長野	▲711	44	大分 ▲149
21	岐阜	426	45	宮崎 613
22	静岡	▲283	46	鹿児島 ▲928
23	愛知	▲566	47	沖縄 ▲96
24	三重	344		全国計 0

# インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額		
1	北海道	285	0	285	25	滋賀	58	458	▲400
2	青森	65	0	65	26	京都	151	74	77
3	岩手	63	98	▲35	27	大阪	606	0	606
4	宮城	119	296	▲177	28	兵庫	255	0	255
5	秋田	47	0	47	29	奈良	50	102	▲52
6	山形	61	511	▲450	30	和歌山	46	81	▲35
7	福島	108	413	▲305	31	鳥取	31	0	31
8	茨城	121	0	121	32	島根	38	353	▲315
9	栃木	90	55	35	33	岡山	118	274	▲156
10	群馬	105	0	105	34	広島	180	0	180
11	埼玉	243	0	243	35	山口	70	0	70
12	千葉	170	0	170	36	徳島	42	2	40
13	東京	1,040	0	1,040	37	香川	62	53	9
14	神奈川	300	0	300	38	愛媛	82	0	82
15	新潟	130	517	▲386	39	高知	39	0	39
16	富山	72	656	▲585	40	福岡	303	775	▲472
17	石川	76	0	76	41	佐賀	43	216	▲173
18	福井	49	361	▲311	42	長崎	67	227	▲159
19	山梨	42	0	42	43	熊本	96	556	▲460
20	長野	107	0	107	44	大分	64	106	▲42
21	岐阜	127	0	127	45	宮崎	59	186	▲127
22	静岡	178	0	178	46	鹿児島	89	0	89
23	愛知	451	0	451	47	沖縄	77	393	▲316
24	三重	88	0	88		全国計	6,764	6,764	0

(※)全支部でインセンティブ制度の財源を拠出(令和元年度の支部総報酬月額の実績値×0.007%)し料率に加算  
実績上位23支部には、支部ごとの得点に応じて報奨金を付与して減算

## 令和3年度 保険料率の見込みについて

下記の数値は震災に伴う波及増の告示額が令和3年1月下旬頃確定する予定であるため、暫定版である。

	全国	静岡
医療給付費についての調整後の保険料率 (a) (年齢、所得調整後)	5.29%	5.00%
所要保険料率 (a + 4.71)	10.00%	9.70%
内訳は		
前期高齢者納付金等 3.54%		
現金給付費 (傷病手当金等) 0.45%		
保健事業経費等 0.74%		
その他 ▲0.03%		
保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前)	10.00%	9.72%
保険料率 (精算、インセンティブ反映後)	10.00%	9.72%

※端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある

**現行9.73%から0.01%の引き下げ**

# 介護分

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80%  納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で定められている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%（4月納付分から変更）とする。（0.01%上昇）

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%（現行）から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の  
令和3年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕	428円	（76,666円 → 77,094円）	の負担増
〔月額〕	32円	（5,728円 → 5,760円）	の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

（注2） 「年額」は令和3年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。